

## 大井町地域公共交通会議事務局規約（案）

## （趣旨）

第1条 この規約は、大井町地域公共交通会議設置要綱第8条に規定する大井町地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）の事務局の組織、運営等について必要な事項を定める。

## （所掌事務）

第2条 事務局は、次の掲げる事務を所掌する。

- （1）交通会議の会議に関する事務
- （2）交通会議の資料作成に関する事務
- （3）交通会議の庶務に関する事務
- （4）前各号に掲げるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事務

## （職員）

第3条 事務局に事務局長及び事務局員を置く。

- 2 事務局長には、大井町企画財政課長をもって充てる。
- 3 事務局員には、大井町企画財政課職員をもって充てる。

## （専決事項）

第4条 事務局長は、次に掲げる事項を専決することができる。ただし、重要又は異例と認められる事項については、この限りではない。

- （1）事務局の運営に関すること。
- （2）物品の購入その他交通会議運営に必要な契約の締結に関すること。
- （3）物品及び現金の出納に関すること。
- （4）前各号に掲げるもののほか、軽易な事項に関すること。

## （文書の取扱い）

第5条 事務局における文書の收受、配布、処理編集、保存その他文書に関し必要な事項は、大井町において定められている文書の取扱いの例による。

## （公印の取扱い）

第6条 交通会議の公印の種類は会長印とし、公印の名称、形状、書体、寸法、用途、個数及び管理者は、別表のとおりとする。

- 2 交通会議の公印の保管、取扱い等については、大井町において定められている公印の取扱いの例による。

## （委任）

第7条 この規約に定めるもののほか必要な事項は、会長が別に定める。

## 附 則

この規約は、平成31年3月29日から施行する。

別表（第6条関係）

名 称	形 状	書 体	寸 法	用 途	個 数	管 理 者
大井町地域 公共交通会 議会長印	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">                     大井町 地域公共 交通会議 会 長 印                 </div>	てん書	22 ㉒×22 ㉒	会長名をもって 発する文書	1	事務局長